

ネット火災保険 特約の新設・改定のご案内

ネット火災保険（【価額協定保険特約（建物新価・家財新価用）付き「住宅総合保険」】）において「家財の保険金支払に関する特約」および「類焼損害補償特約」の新設と「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」の改定を行いますので、以下のとおりご案内いたします。

下記 **1** と **2** に関しては、2026年8月1日以降保険始期契約より適用します。

下記 **3** に関しては、2026年5月27日以降の保険料のお支払い手続きより適用します。

1 「家財の保険金支払に関する特約」の新設

家財に関して評価額以下の任意の額を保険金額として設定し、保険事故が生じた場合にはその保険金額を限度として実際の損害額を保険金として支払う「家財保険金支払に関する特約」を新設します。この特約は自動付帯されます。

この特約の新設により、家財の保険金額については「世帯主の年齢・家族構成をもとにした評価額（再調達評価額）」を限度に100万円以上の任意の保険金額で設定いただくことが可能となります。

保険始期	家財の保険金額の設定方法
2026年7月31日以前始期契約まで	「世帯主の年齢・家族構成をもとにした評価額（再調達評価額）」内で保険金額を設定
2026年8月1日以降始期契約から	「世帯主の年齢・家族構成をもとにした評価額（再調達評価額）」を限度に100万円以上の任意の保険金額を設定

＜ご注意＞2026年8月1日以降始期の新規契約で家財の保険金額を400万円以下で設定された場合、従来から任意にご付帯いただける「破損・汚損損害等補償特約（住総用）」はご付帯いただけませんのでご注意ください。

2 「類焼損害補償特約」の新設

保険の対象となる建物またはこれに収容される家財から発生した火災、破裂または爆発の事故により、近隣の建物や建物に収容される家財が損壊した場合に（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）その類焼先の損害額を支払う特約「類焼損害補償特約」を新設します。

保険金の支払額は1回の事故につき、1億円を限度とし、免責金額（自己負担額）はありません。本特約は申込時や継続時に選択可能な特約となっております。

3 「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」の改定

2026年5月27日以降の保険料（注）のお支払い手続き分より保険料の払込みにおけるクレジットカードのカード名義人範囲について、下表のとおり拡大します。

（注）契約時の保険料のお支払い手続きのほかに異動・訂正による追加保険料のお支払い手続きも含まれます。

現行の名義人範囲	改定後の名義人範囲
ア. 保険契約者	ア. 保険契約者 イ. 保険契約者の配偶者 ウ. 保険契約者の親族（6親等内の血族または3親等内の姻族）